

1 議 事 日 程

〔平成29年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

平成29年3月2日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第15号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第16号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第17号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第18号 太宰府市総合運動公園整備事業基金条例を廃止する条例について
日程第5 議案第19号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について
日程第6 議案第20号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第21号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第23号 太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について
日程第9 議案第29号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
日程第10 議案第30号 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	藤 井 雅 之 議員
委員	陶 山 良 尚 議員	委員	笠 利 毅 議員
〃	木 村 彰 人 議員	〃	船 越 隆 之 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

地域健康部長	友 田 浩	市民福祉部長	濱 本 泰 裕
地域づくり課長	藤 井 泰 人	市民課長	行 武 佐 江
人権政策課長兼 人権センター所長	福 嶋 浩	福祉課長	友 添 浩 一
元気づくり課長	伊 藤 剛	福祉課障がい 福祉担当課長	菊 武 良 一
文化学習課長併 中央公民館担当課長併 市民図書館担当課長	木 村 幸代志	保育児童課長	中 島 康 秀
スポーツ課長	大 塚 源之進	介護保険課長	平 田 良 富
生活環境課長	川 谷 豊	国保年金課長	高 原 清
子育て支援 センター所長	東 珠 実		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会議務局長 阿部 宏 亮

議事課長 花 田 善 祐

書 記 高 原 真 理 子

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第15号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」及び日程第2、議案第16号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第15号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」及び議案第16号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」を一括してご説明申し上げます。

議案第15号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」は、（使用時間）第4条第2項に使用時間を1日1目的2時間と定めておりましたが、この内容につきましては運営に関することでもあり、施行規則で明記することが適切であることから、第2項を削除し、第3項を第2項と改めるものであります。またこれに関しまして、別表第1で定めておりました開放期間と開放時間につきましては、特に開放時間の日没表記について取り扱いが曖昧なことから開放時間を見直し、正式に時間を定めることによって条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」は、同じく（使用時間）第4条第2項に使用時間を1日1目的2時間と定めておりましたが、これも運営に関することでもあり、施行規則で表記することが適切であることから、第2項を削除し、第3項を第2項と改めるものであります。

なお、この件に関しましては、条例改正新旧対照表の39ページから41ページまでが議案第15号に関するものです。それと、議案第16号に関しましては、同じく条例改正の新旧対照表の42ページのほうに記載しております。そちらのほうご参照お願いしたいと思っています。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

まず、議案第15号について質疑はありますか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 幾つかあるんですけども、大佐野運動公園に関してですけども、真ん中の2月1日から3月末までの開放期間でございますけれども、6時ということで閉まる時間になっておりますけれども、これはまだ日没的に暗くないのかなと思うんですけども、もし例えばやっている中で事故等が起こった場合、そこの利用者の責任によってそういうふうな形になるのか、その辺お聞かせいただければと思いますけれども。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 実際、使われている方々から、この時間設定についていろいろご意見いただきました。それで、実際、じゃあ2月の日没がどれぐらいの時間なのかということで、過去5年間をずっとさかのぼって調査をしております。その中で、大体平均して5時50分ぐらいが日没、完全に日が落ちるということで、まだ2月の初めぐらいは少し薄暗いかなと、2月の終わりになったら6時ぐらいまではまだ明るいという状況ですので、そこはもう利用者のほうで判断をしていただいて、途中で危険があると思えばそこでやめていただくという形で利用を願えればなと思っています。

この条例改正をなぜやったのかといえば、要は暗い中でも何か練習されている場面とかも時々見受けられるんですね。そういった面で、安全面を配慮した場合に日没という表記が人によって捉え方がいろいろ違いますので、ある程度時間の目安を設定したほうがよろしいんじゃないかということで、今回設定をさせていただいたような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 条例改正とは違うんですけども、いいですか、大佐野運動公園に関して。

○委員長（小島真由美委員） はい、どうぞ。認めます。

○委員（陶山良尚委員） 今、あそこ工事していますよね。あれはのり面の工事か何かですか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） そうでございます。建設課のほうとメモリアルパークさんがいろいろ発注されている工事が時々あそこののり面の工事はされますので、ちょうど駐車場がどうしてもやっぱり資材置き場とか車の置き場で使わせてくれということで要望がございますので、そういった分については一部を開放しているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） それと、私もよく大佐野運動公園行くんですけども、今ソフトボール場のほう、うちのチームで臨時的に補修というか簡単にしているんですけども、例えばソフトボール場の入り口のところです、あそこは水はけの関係で水が流れて土が削られているんですよ。そこでやっぱりボールが出たりするということで、今うちのほうでくい打ってロープでボールが出ないようにしているとか、外野のほうとかあそこも落ちています、フェンスに穴があいているからですね。その辺管理をしていただきたいなと思っているんですけども。そういうところの補修についてその管理人さん、鍵の施錠とかしてある方ありますけれども、そういう方がそこまで見てあるのかどうか、ただ単に管理人という形で鍵をあけ閉めだけしてあるのか、その辺を教えていただければと。その辺しっかりまた要望として、整備お願いしたいなと思っています。

以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） それぞれの施設のふぐあいにつきましては、うちのほうも担当おりますので、それぞれ現場を見て確認はしております。ただし、うちのほうも改修する予算が限られているので、一番優先順位をやっぱり決めていって改修工事を行っておりますので、その簡易でできるようなやつについては、自分たちが行って土を入れたりとかというのはできるんですけども、どうしてもやっぱり大きな工事になれば当然大きな予算がかかってきますので、そういったところで予算の配分を見ながら優先順位を決めさせてもらっているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 北谷運動公園の多目的広場が、今回時間帯を変えていますね。これ自体は照明がないからだと思うんですけども、以前までは9時半まで照明がないところでできていたんですけども、実際に危険だということと時間で切っている形になると思うんですが、この多目的広場、ほかもちなみに少年スポーツ公園のほうの多目的広場と期間の区分が違ってきていますね。多目的広場、北谷運動公園のほうは多分夏時間、冬時間という形で2分割なんですけれども、少年スポーツ公園のほうの多目的広場はもうちょっと細かく3分割になっていて、それに合わせて時間帯が5時、6時、7時という形になっているんですけども、この2分割と3分割の違いは何でしょうか。

○委員長（小畠真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 北谷運動公園の多目的広場は野球場がございまして、あれからもう少し上にダムのほうに向かったところの途中で多目的広場がございまして、芝生を敷いているところです。そこもやっぱりナイター照明が全然ございませんので、一応そこについては日没のやっぱり表記の中では一応時間帯を区切ったほうが良いということで考えております。

ただし、その出入り口のゲートの門の開扉の関係で、その開扉の時間をその中で示しておくような状況でございます。その鍵の開扉につきましては、北谷運動公園で管理人をされている方がその門の鍵を締めに行かれているという状況でございますので、その辺の内容で今回は見直しをさせてもらったということではしております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 逆に利用するほうからしますと、細分化されるよりも、例えば夏時間、冬時間、2分割、もう照明がないところは全部2分割にして夏時間、冬時間というような形で管理されたほうが非常にわかりやすいと思うんですが。ちなみに近隣の市を見ますと、ここまで3分割というところはないようで、夏、冬という形で時間帯区切っているようなんですけども、この3分割にされてある部分、これについては、ちなみに北谷運動公園は体育協会が管理で、その他の少年スポーツ公園、大佐野スポーツ公園、松川運動公園は文化スポーツ振興財団なんですけれども、そこら辺によって違ったのかなとも思ったんですけども、指定管理者との協議の中でこれ2分割にするとか3分割にするとかという形で今回決まったわけではないのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 指定管理者との協議の中で決めたわけではございません。実際、1年間通じて日没時間がやっぱりその期間によって違うんで、それであえて3分割という形で決めさせてもらっております。特に、利用者からすれば1時間でも長く練習したい、利用したいという方もおられますので、その辺を配慮しまして夏季期間中は7時ぐらいまでやっぱり明るいので、それについては7時まで利用は可能じゃないか。逆に、春、秋ぐらいになってくれば当然もう6時ぐらいまでが限度じゃないかと。冬になればもう5時ぐらいが限度じゃないかということで、一応3分割という形で考えました。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 3分割の理由はわかりました。そしたら、北谷のほうは2分割ですよ。ほかのところの3分割のほうは夏時間のときは7時までできるんですが、北谷のほうは6時までなんですよね。こっちのほうはやっぱり日没が山間部で早いという判断もあったのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 先ほども申しましたとおり、あそこのゲートを閉める時間というのが決まっておりますので、そのゲートを閉める時間で合わせております。入り口、道路上にダムが上がっていくゲートがあるんですよ、そのゲートの門を閉める時間帯が決まっておりますので、それに合わせてもらっている状況でございます。

○委員長（小島真由美委員） いいですか。

○委員（木村彰人委員） はい。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第16号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

まず、議案第15号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第15号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時11分〉

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第16号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第16号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第17号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第3、議案第17号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 議案第17号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は48、49ページとなります。条例改正新旧対照表では43ページとなります。

介護認定の公平化、公正化を図るために、筑紫地区4市1町で共同設置しております筑紫地区介護認定審査会の事務局は2年ごとの輪番制となっております。

平成27年度から2年間は当市が担当することとなっておりますが、平成29年度からは事務局が那珂川町に移行することとなります。

したがって、筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約第10条の規定で担当市町の条例等で筑紫地区介護認定審査会委員の報酬額を定めることとなっておりますので、今回太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例から筑紫地区介護認定審査会委員の報酬額を削除するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審査のほどお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第17号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第17号について討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第17号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第18号 太宰府市総合運動公園整備事業基金条例を廃止する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第4、議案第18号「太宰府市総合運動公園整備事業基金条例を廃止する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 議案第18号「太宰府市総合運動公園整備事業基金条例を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

これにつきましては、議案書の50ページ、51ページをご参照ください。

本条例につきましては、太宰府市総合体育館の完成により、太宰府市総合運動公園整備事業基金の設置目的を達成したために条例を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 私も勉強不足で詳しくわからなかったんですけども、この太宰府市総合運動公園整備事業基金、これですね、体育館整備のために基金を設けたということですけども、これも最終的な収支どれだけ集まって、どれだけの基金を体育館建設に入れたのかということをお伺いしたいんですが。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 済みません。今、手元にその資料ございませんので、また調べて報告したいと思います。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） これが、太宰府市総合運動公園整備事業基金条例を見ますと、本市における生涯スポーツの推進策として総合運動公園整備の事業資金に充てるために、太宰府市総合運動公園事業基金を設置すると。総合運動公園整備という形で結構大きなタイトルをつけてあります。総合体育館という形じゃないんですけども、私も総合体育館はできたんですけども、あの周辺が総合運動公園になるにはまだまだ整備が必要だとも思うんですけども、ここでこれをやめてしまってよいのかという気がしております。これについてはどうでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） そもそも総合運動公園という表記をやっていますが、実際は総合体育館をつくるという基金の目的で積み立てられたという経緯がございますので、そういう目的を達成したということで、今回この基金の条例を廃止するような形になっております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） これは私の要望ですけども、総合運動公園というすごい構想を私非常にいいなと思っております。体育館だけじゃなくて横にプールもありますし、なおかつ御笠川沿いには遊歩道もありまして、これをトータルでパッケージで考えて総合運動公園という構想

があるのかなと思ひまして、そのためには、この基金まだ存続させてその整備に充てるという考えもありなのかなと思ひていたんですけども、この考えについてはどうでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 現在のところ、一応総合体育館ができたという段階ですので、その段階でもうこの基金については目的を達成したという判断をしております。今、木村委員さんが言われるように、じゃ、例えばそこにグラウンドを併設するとか、いろいろな形の一体的なまた運動公園的な広いそういう整備をする時分になれば、当然またそれだけのお金を積み立てていくという形になっていきますので。それは今の段階では、体育館ができた段階でもう一応その整備が終わったという判断しておりますので、今回この条例については廃止をするということで考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） 総合体育館が一応できたということで整備事業基金をやめるということですけども、総合体育館ができたことによって駐車場あたりが今現在まだ建っていない状況にあると思うんですね。だから、その駐車場なんかも含めたこれは基金じゃなかったんですか。それとも、全然別ですか。そういう総合体育館の周りの駐車場も含めたような基金という形を考えているわけじゃなかったんですか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 総合体育館をつくるときに、実は隣にあります県の保健環境研究所の用地を一部譲り受けまして、その部分についてもこの総合整備事業の一つとして、駐車場用地として確保してきたという経緯がございますので、これ以上例えば確かにその駐車場が足りないということで駐車場を増やすということになりますと、どちらかの用地を確保しなくちゃならないと思ひますんで、それはなかなか今の段階では厳しいんじゃないかなと思ひております。それで、今先ほど言った県のほうからの用地を取得して一応278台、約280台か、とめれるようになっておりますので、それで十分賄えるかどうかと言われれば厳しい面はあると思ひますが、そこで運営を図っていくしかもうないということで私どものほうは判断しております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） 保健環境研究所のほうはわかるんですけども、水城駅のほうに土地がありますよね、田んぼですかね、あれとかの買収というか、そういうなふうなお考えは今後ないんですか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 現在のところ、その計画はございません。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） いいです。はい、わかりました。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 1点だけ確認という形の質疑になりますけれども、廃止後の今後の対応としては、もう市のほうで今持っておられる公共施設整備基金ですかね、そちらのほうでいろいろ事業といたしますか、この総合運動公園という表記になっていますけれども、そういったものも含んでもうそっちのほうでいろいろ管理していくという形になるというふうに理解しておいてよろしいですか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） ただいま藤井副委員長さん言われたとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

よって、議案第18号「太宰府市総合運動公園整備事業基金条例を廃止する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5と日程第6を一括上程

○委員長（小島真由美委員） 日程第5、議案第19号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」及び日程第6、議案第20号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○**介護保険課長（平田良富）** それではまず、議案第19号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」からご説明申し上げます。

議案書の52ページ、53ページになります。

先ほどの議案第17号との関連でございます。介護認定の公平化、公正化を図るために、筑紫地区4市1町で共同設置しております筑紫地区介護認定審査会の事務局は2年ごとの輪番制となっております。

したがって、筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約第7条の規定で、審査会の予算は担当市の特別会計とすることとなっております。平成27年度から2年間は当市が担当となっておりますが、平成29年度から事務局が那珂川町に移行することに伴い、筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止するものでございます。

今回、条例は廃止いたしますが、平成28年度の決算は本市で行うため、経過措置として附則に平成28年度の収入及び支出並びに決算については、従前の例によると定めております。

続きまして、議案第20号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は54ページから57ページまで、条例改正新旧対照表では44ページから48ページまでとなります。

平成26年6月25日に公布されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法が改正され、これまで通所介護事業所は県が指定権者でしたが、その中の利用定員が1日18人以下の小規模な通所介護事業所につきましては、平成28年4月1日から市町村が指定権者となる権限移譲が行われました。

移行に関して1年間の経過措置があり、その間は厚生労働省令で定める基準を適用しておりましたが、今回、地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等を定めている太宰府市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例に、新規サービス事業として、地域密着型通所介護を追加する改正を行うものでございます。

具体的な条例改正の内容は、第4章の次に、第4章の2、地域密着型通所介護を追加し、第10条から第12条で基本方針、非常災害対策、準用の項目を定め、このことにより後ろの条文がそれぞれ繰り下げられているものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審査のほどお願いいたします。

○**委員長（小島真由美委員）** 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第19号について質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 1点だけお伺いいたしますが、経過措置のところの従前の例によるというのがあってはいますが、従前の例というのをもう少し詳しくお聞かせいただきたいんですけれども。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 従前の例というのは、今定めております特別会計の条例、その部分の決算審査の部分がこちらのその条項だけは平成29年度も残るという意味でこういう言葉遣いをしております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） それじゃあ、確認ですけれども、太宰府市の9月の恐らく決算認定の議会が終わった後に事実上那珂川町に引き継ぎが完了するというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（小島真由美委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 引き継ぎが完了といたしますより、平成29年度のこの条例は那珂川町でも条例が制定されますので、平成28年の決算がうちに最後まで残ることになります。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第20号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第19号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第19号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時27分〉

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第20号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時28分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7と日程第8を一括上程

○委員長(小島真由美委員) 日程第7、議案第21号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」及び日程第8、議案第23号「太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について」を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長(大塚源之進) 議案第21号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」及び議案第23号「太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について」を一括してご説明申し上げます。

議案第21号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」は、(使用時間)第4条第2項に有料公園使用時間を1日1目的2時間と定めておりましたが、この内容につきましては運営に関することでもあり、管理運営規則で明記することが適切であることから、第2項を削除し、第3項を第2項と改めるものであります。またこれに関連しまして、別表第2で定めておりました開放期間と開放時間につきましては、特に開放時間の日没表記について取り扱いが曖昧なことから開放時間を見直し、正式に時間を定めることによって条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第23号「太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について」は、現在太宰府市総合体育館に隣接してあります旧地域包括支援センターにスポーツ課が移転することに伴い、地方自治法第155条第1項の規定に基づき、スポーツ振興事務所と名称し開設するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

まず、議案第21号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第23号について質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） スポーツ課が移転に伴うことに関してですけれども、スポーツ課以外にあと体育協会の事務所も移られるというふうに説明受けていますけれども、その面積の区分といいますかね、それはどういうふうになっているのか、以前別の機会にお聞きしたような記憶もあるんですけれども、再度お教えいただけないでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 具体的な事務所の面積は手持ちの今資料ございませんので、ただ2階部分を3つに区切りまして、一番階段の入り口に近いほうがスポーツ課が入りまして、間に会議をするスペースを設けまして、一番奥側に体育協会が入るとい形になります。下のほうがNPO法人の太宰府障害者団体協議会が入っていますし、一番奥のほうにはエ・コラボさんという組織も入りますので、それぞれがその面積に応じて今後は行政財産の目的外使用の料金でお金をいただくという形で今話を進めておる状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第21号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第21号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時32分〉

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第23号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第23号「太宰府市スポーツ振興事務所条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第29号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

○委員長(小島真由美委員) 日程第9、議案第29号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りいたします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連のある別の補正項目についてあわせて説明したほうがわかりやすい項目については同時に説明をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、同時に説明したほうがわかりやすい関連のある補正項目については歳出の中で説明をお願いいたします。

それでは、補正予算書10、11ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費の国民健康保険事業特別会計関係費について説明を求めます。国保年金課長。

○国保年金課長(高原 清) 3款1項1目、細目060国民健康保険事業特別会計関係費、28節繰出金、国民健康保険事業特別会計基盤安定制度繰出金3,163万4,000円についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、保険基盤安定制度負担金の国、県の交付金決定通知に基づきまして、国民健康保険事業特別会計への繰出金の増額補正を行うものでございます。保険基盤安定制度繰出金は、保険税軽減分と保険者支援分で構成されておりますが、低所得被保険者の保険税軽減により減収となる保険税を、県及び市が3対1の割合で負担する保険税軽減分、こちらが2,347万6,000円の増、低所得世帯が多い国保の財政基盤の強化等に資するため、一定の率に基づき国、県、市が2対1対1の割合で負担する保険者支援分、こちらが815万8,000円増となり、この2つを合わせまして3,163万4,000円の増額補正を計上させていただいております。

なお、本歳出に係る歳入財源につきましては、補正予算書の8ページ、9ページをお開きく

ださい。

14款1項1目民生費国庫負担金、3節保険基盤安定制度負担金ですが、保険者支援分の国の負担分として407万9,000円、その下15款1項1目民生費県負担金、3節保険基盤安定制度負担金、こちらですが、保険税軽減分及び保険者支援分の県の負担分といたしまして1,964万6,000円を計上しております。残りは一般財源となります。

説明は以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 次に、同日生活困窮者自立支援関係費から3款3項1目の生活保護事務関係費まで一括して説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） それでは、3款1項1目社会福祉総務費、細目61生活困窮者自立支援関係費についてご説明いたします。

23節償還金、利子及び割引料、生活困窮者自立支援関係費負担金精算返還金271万7,000円につきましては、平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、昨年度は包括的な相談支援として自立支援相談事業及び住居確保支援として住居確保給付金事業を実施いたしました。

この事業につきましては、4分の3国からの補助金として各自治体へ概算請求に基づき交付されておりました。今回、この給付額及び事務費につきまして、平成27年度決算により額が確定しましたことから、その差額を平成28年度で精算返還を行うものでございます。

続きまして、3款1項1目社会福祉総務費、細目990臨時福祉給付金等給付事業費についてご説明いたします。

23節償還金、利子及び割引料、臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金精算返還金64万8,000円につきましては、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴いまして、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給することとされました。

平成27年度に給付しました給付金につきましては、100%国からの補助金として各自治体へ概算請求に基づき交付されておりました。今回、この給付費が平成27年度決算により額が確定しましたことから、その差額を平成28年度で精算返還を行うものでございます。

続きまして、3款3項1目生活保護総務費、細目60生活保護事務関係費についてご説明いたします。

23節償還金、利子及び割引料の生活扶助費等負担金精算返還金2,250万3,000円につきましては、平成27年度の生活扶助費等給付額の決算により額が確定しましたことから、その差額を平成28年度で精算返還を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） それぞれの項目の趣旨とか理由はよくわかったんですけども、付随する実態が知りたいと思うのでお聞きするんですけども、住宅確保給付金ですか、金額聞き漏らしましたけれども、どれぐらいの人数の方に支給されるような実態があったのかをお聞かせ願えればと。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 住宅確保給付金は、昨年度につきましては、決算で119万2,600円支給をさせていただいております。住宅確保給付金は、月額2万8,000円から4万1,100円を上限といたしまして延べ38人、実数といたしましては、9名の方に支給をさせていただいております。以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

○委員（笠利 毅委員） はい。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、4款1項3目養育医療給付費について説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（伊藤 剛） 4款1項3目、細目052養育医療給付費30万3,000円の増額補正についてご説明申し上げます。

養育医療給付は入院加療を必要とする1歳未満の未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた場合、指定された医療機関における医療費を助成する制度で、国から2分の1、県から4分の1の負担金と市費4分の1を財源として給付を行っています。

この平成27年度の養育医療給付費に対する国、県の負担金についての精算により、未熟児養育医療費等国庫負担金23万3,000円と養育医療費県負担金7万円を返還することとなりましたので、返還金支払い分合計30万3,000円の増額補正をお願いするものです。

説明は以上です。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、同5目環境衛生費について説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（川谷 豊） 4款1項5目環境衛生費、細目170環境衛生費の19節負担金補助及び交付金888万7,000円の減についてご説明いたします。

こちらは、本市、筑紫野市、春日市、大野城市及び筑前町の4市1町で構成し、火葬場を運

営いたしております筑慈苑施設組合負担金の減でございます。

減額の要因といたしましては、平成26、平成27年度に発生いたしました敷地内ののり面崩落に伴う災害復旧工事の入札減等によるものでございまして、組合の補正予算による減額4,864万7,000円のうち、本市負担分で記載いたしておりますとおり、888万7,000円の減額を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 以上で歳出の説明を終わります。

歳入につきましては、歳出とあわせて既に説明を受けましたので、次に第2表繰越明許費補正の審査に入ります。

補正予算書4ページをお開きください。

総務費、社会保障・税番号関連事業について説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（行武佐江） 補正予算書4ページ、第2表繰越明許費補正の1行目、2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号関連事業をごらんください。

個人番号カード交付事業費補助金につきましては、平成27年8月に県知事の通知によりまして、平成27年度の年割額は2,458万4,000円、平成28年度の年割額は539万2,000円と決定されておりましたが、平成27年度の予算のうち2,027万2,000円を今年度繰越措置してございまして、その中から今年度の交付金を支出しております。

また、平成27年度分で残額が生じる場合は、改めて繰り越すことはできないものとなっております。

今回、平成28年12月に福岡県企画・地域振興部情報政策課からの指示によりまして、今年度当初の年割額539万2,000円については、繰越明許をお願いするものです。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 次に、民生費、臨時福祉給付金給付事業について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 上から2行目、3款民生費、1項社会福祉費で臨時福祉給付金等給付事業でございますが、2億159万8,000円を繰越明許として計上させていただいております。

今回の給付は、国の平成28年度補正予算で可決されました未来への投資を実現する経済対策に基づきまして、現在準備を進めているところでございます。

本市におきましても、平成28年12月定例議会にて補正予算を計上させていただきまして、ご承認をいただきましたところです。

支給の申請、給付時期につきましては、本年4月より開始を予定しております。したがって、この給付事務につきましては、新年度にまたがってまいりますので、繰越明許をお願いさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、保育所等整備事業について説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 上から3行目、3款民生費、2項児童福祉費、保育所等整備事業の1億2,716万5,000円でございますが、市内認可保育所であります水城保育園を運営する法人が新設いたします定員60人の保育園について、工事着工及び完成が平成29年度になりますので、繰越明許補正をお願いするものでございます。

なお、国の補助金の申請は既に完了しておりまして、平成29年4月には内示の予定となっております。その後、工事着工の運びとなります。

また、同じく平成28年度予算に計上しておりました私立の都府楼保育園の建てかえにつきましては、法人の都合により延期となっております。今後の予定は今のところ未定となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 1点だけ、都府楼保育園のその法人の都合ということですが、お話しただけの範囲のことで具体的にどういったものなのか、例えばその資金の問題なのか、それとも工事業者がいないとか、そういったところもご説明いただける範囲のことで結構ですので、もう少し具体的にお願いします。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 一番大きな理由としましては、法人を運営します飛鳥会の理事長さんの体調面の問題がございまして、まず第一にはそれが原因ということと、園を建てかえる際に、代替地が必要となります。その代替地の確保の問題、以上の2点が大きな問題となっております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 次に、教育費、いきいき情報センター空調改修事業について説明を求めます。

文化学習課長併中央公民館担当課長併市民図書館担当課長。

○文化学習課長併中央公民館担当課長併市民図書館担当課長(木村幸代志) 下から3行目、10款4項のいきいき情報センター空調改修事業についてご説明申し上げます。

これは平成28年度当初予算において計上させていただいておりました施設改修工事費1,541万4,000円及び関連費合わせて1,576万5,000円を、繰り越しさせていただくものとして上げさせていただいております。

理由としましては、本工事实施に向け入札を行ったところですが、結果としまして3回入札を行いました、落札に至りませんでした。

つきましては、平成29年度へ繰り越しを行い、再度工事に向け精査し、準備を進めたいと考えております。

以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 以上で第2表繰越明許費補正の説明、質疑を終わります。

次に、第3表債務負担行為補正の審査に入ります。

福岡都市圏南部環境事業組合一般廃棄物処理事業債(平成28年度中間処理施設用地費)について説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長(川谷 豊) 補正予算書4ページの一番下をごらんください。

第3表債務負担行為補正の追加(一部事務組合関係)分で、福岡都市圏南部環境事業組合一般廃棄物処理事業債についてご説明いたします。

今回の補正は、可燃ごみの焼却処分を共同処理するための施設の建設、運営に伴いまして、本市、福岡市、春日市、大野城市及び那珂川町の4市1町で設立しております福岡都市圏南部環境事業組合において、平成28年度中に借入れを行いました一般廃棄物処理事業債の償還に係る債務負担行為の追加でございます。

対象事業といたしましては、今年度から本格稼働いたしております福岡都市圏南部工場の事業用地につきまして、協定に基づき、福岡市の旧南部工場の用地を組合が福岡市から取得したものでございます。

組合の借入金額につきましては、8億5,650万円ございまして、今般の補正金額は、組合借入額のうち本市負担分で記載しておりますとおり、1億3,847万8,000円を計上させていただいております。

なお、借入先につきましては、市中銀行等でございまして、償還期間につきましては、15年となっております。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で第3表債務負担行為補正の説明、質疑を終わります。

それでは、議案第29号の当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第29号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第30号 平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第10、議案第30号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 議案第30号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

補正予算書16ページをお開きください。

このたびの補正予算案は、歳入の4款前期高齢者交付金の減と8款繰入金が増で、総額におきましては差し引き増減なしとなっております。

歳出からご説明いたします。

補正予算書20ページ、21ページをお開きください。

一番下の段になります。2款1項1目一般被保険者療養給付費、こちらでございますが、このたびの歳入の補正に伴いまして財源を更正するものでございます。財源の一つであります前期高齢者交付金、こちらを3,163万4,000円減額し、一般財源項目の繰入金と同額増額補正するものでございます。

なお、本歳出に係る歳入項目といたしまして、同ページの上段の4款1項1目前期高齢者交付金、こちらを同額の3,163万4,000円減額し、その下8款1項1目一般会計繰入金について、こちらは一般会計でもご説明いたしましたが、1節保険基盤安定制度負担金（保険税軽減分）を2,347万6,000円、2節保険基盤安定制度負担金の支援分を815万8,000円、合わせまして3,163万4,000円増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

議案第30号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

次に、採決を行います。

議案第30号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第30号「平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時55分〉

○委員長（小島真由美委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小畠真由美委員） これをもちまして環境厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成29年5月18日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美